○個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

【第２条による改正】熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。 (2)　文書等　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア　一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの イ　本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの (3)　開示　閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。 （実施機関の開示義務） 第６条　実施機関は、文書等の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、当該開示請求に係る文書等に次条に定める情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該文書等の開示をしなければならない。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。 (2)　文書等　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。＿＿＿＿）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア　一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの イ　本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの (3)　開示　閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。 （実施機関の開示義務） 第６条　実施機関は、文書等の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、当該開示請求に係る文書等に次条に定める情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該文書等の開示をしなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下この項において「不開示情報部分」という。）が当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。	２　実施機関は、開示請求に係る文書等の一部に、不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分（以下この項において「不開示情報部分」という。）が当該不開示情報部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。
３　開示請求に係る文書等に次条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２号において同じ。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	【新設】
（不開示情報）	（不開示情報）
第７条　次に掲げる情報は、開示してはならない。	第７条　次に掲げる情報は、開示してはならない。
(1)　法律、条例その他の法令（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報	(1)　法律、条例その他の法令（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
(2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予	ア　法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報
	イ　実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの
	ウ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、

定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

(4)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ　公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であって、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

【新設】

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの
イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	イ　実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの
(5)　公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報	(4)　開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
【削る】	(5)　実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(6)　市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(6)　監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(7)　市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(7)　国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として	

の地位を不当に害するおそれ ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ　市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	
（公益上の理由による裁量的開示） 第８条　実施機関は、開示請求に係る文書等に不開示情報（前条第３号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合で、前条の規定により保護される利益に優越する公益があると認めるときは、第６条第２項ただし書及び前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該文書等を開示することができる。	（公益上の理由による裁量的開示） 第８条　実施機関は、開示請求に係る文書等に不開示情報＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が記録されている場合で、前条の規定により保護される利益に優越する公益があると認めるときは、第６条第２項ただし書及び前条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該文書等を開示することができる。
（第三者の保護に関する手続） 第15条　実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、開示等の決定をするに際し、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。 ２　実施機関は、第７条第２号イ、同条第４号ただし書又は第８条の規定により、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合は、あらかじめ、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３　前２項に規定する手続を経て、当該文書等を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。	（第三者の保護に関する手続） 第15条　実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、開示等の決定をするに際し、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。 ２　実施機関は、第７条第２号オ、同条第３号ただし書又は第８条の規定により、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合は、あらかじめ、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３　前２項に規定する手続を経て、当該文書等を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

【第３条による改正】熊本市オンブズマン条例（平成２３年条例第１０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（勧告等の公表） 第24条　オンブズマンは、第７条に規定する勧告若しくは意見表明又は前条第２項の規定による報告の内容を規則で定めるところにより公表するものとする。 ２　オンブズマンは、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）　　の趣旨に基づき、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。	（勧告等の公表） 第24条　オンブズマンは、第７条に規定する勧告若しくは意見表明又は前条第２項の規定による報告の内容を規則で定めるところにより公表するものとする。 ２　オンブズマンは、前項の規定による公表をするに当たっては、　　熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）及び熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）の趣旨に基づき、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

【第４条による改正】熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例（平成２８年条例第３２号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（手数料の減免） 第３条　審理員（法第９条第３項又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０６条第１項の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第３８条第１項（法第９条第３項又は個人情報の保護に関する法律第１０６条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め１件につき２，０００円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。	（手数料の減免） 第３条　審理員（法第９条第３項に規定する　　場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第３８条第１項　　の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め１件につき２，０００円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第３８条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（閲覧の手数料）

第４条　法第３８条第１項の規定による提出書類等の閲覧の手数料は、無料とする。

（法第８１条第１項の機関による交付等に係る準用）

第５条　第２条及び第３条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付に係る手数料について準用する。この場合において、第２条第１項中「法第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項」とあるのは「法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項」と、第３条第１項中「審理員（法第９条第３項又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０６条第１項の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあり、及び同条第２項中「審理員」とあるのは「法第８１条第１項の機関」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

（選挙管理委員会に対する異議の申出に係る準用）

第６条　第２条から第４条までの規定は、地方自治法第２５８条第１項又は公

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第３８条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（閲覧の手数料）

第４条　法第３８条第１項（法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出書類等の閲覧の手数料は、無料とする。

（法第８１条第１項の機関による交付等に係る準用）

第５条　第２条及び第３条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付に係る手数料について準用する。この場合において、第２条第１項中「法第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項」とあるのは「法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項」と、第３条第１項中「審理員（法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあり、及び同条第２項中「審理員」とあるのは「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第１項の規定により共同して設置する法第８１条第１項の機関」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

（選挙管理委員会に対する異議の申出に係る準用）

第６条　第２条から第４条までの規定は、地方自治法第２５８条第１項又は公

職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第4項
第3条第1項	審理員（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	選挙管理委員会
	法第38条第1項（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第1項
	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	異議申出人又は参加人（以下「審理関係人」という。）
第3条第2項	審査請求人等	審理関係人
	法第38条第1項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38

職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第4項
第3条第1項	審理員（法第9条第3項に規定する　　場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	選挙管理委員会
	法第38条第1項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第1項
	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	異議申出人又は参加人（以下「審理関係人」という。）
第3条第2項	審査請求人等	審理関係人
	法第38条第1項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38

		条第1項
	審理員	選挙管理委員会
第3条第3項	審査請求人等	審理関係人
第4条	法第38条第1項	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第1項

（固定資産評価審査委員会に対する審査の申出に係る準用）

第７条　第２条から第４条までの規定は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４３３条第１１項において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第4項
第3条第1項	審理員（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	固定資産評価審査委員会
	法第38条第1項（法第9条第3項又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項

		条第1項
	審理員	選挙管理委員会
第3条第3項	審査請求人等	審理関係人
第4条	法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	地方自治法第258条第1項又は公職選挙法第216条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第38条第1項

（固定資産評価審査委員会に対する審査の申出に係る準用）

第７条　第２条から第４条までの規定は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４３３条第１１項において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第4項
第3条第1項	審理員（法第9条第3項に規定する　　場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	固定資産評価審査委員会
	法第38条第1項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項

	下同じ。）	
	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	審査申出人
第3条第2項	審査請求人等	審査申出人
	法第38条第1項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項
	審理員	固定資産評価審査委員会
第3条第3項	審査請求人等	審査申出人
第4条	法第38条第1項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項

	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	審査申出人
第3条第2項	審査請求人等	審査申出人
	法第38条第1項	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項
	審理員	固定資産評価審査委員会
第3条第3項	審査請求人等	審査申出人
第4条	法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	地方税法第433条第11項において読み替えて準用する法第38条第1項

【第５条による改正】熊本市実費弁償条例（平成２８年条例第３３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（実費弁償） 第２条　次に掲げる者に対しては、この条例の定めるところにより実費を弁償する。 (1)　地方自治法第７４条の３第３項の規定に基づき選挙管理委員会の求めにより出頭した関係人 (2)　地方自治法第１００条第１項後段の規定に基づき議会の求めにより出頭した選挙人その他の関係人 (3)　地方自治法第１１５条の２第１項（同法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者 (4)　地方自治法第１１５条の２第２項の規定に基づき議会の求めにより出	（実費弁償） 第２条　次に掲げる者に対しては、この条例の定めるところにより実費を弁償する。 (1)　地方自治法第７４条の３第３項の規定に基づき選挙管理委員会の求めにより出頭した関係人 (2)　地方自治法第１００条第１項後段の規定に基づき議会の求めにより出頭した選挙人その他の関係人 (3)　地方自治法第１１５条の２第１項（同法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者 (4)　地方自治法第１１５条の２第２項の規定に基づき議会の求めにより出

頭した参考人（同法第１０９条第５項の規定により委員会について準用する場合を含む。） (5)　地方自治法第１９９条第８項の規定に基づき監査委員の求めにより出頭した関係人 (6)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定に基づき人事委員会が喚問する証人 (7)　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第３５条第１項の規定に基づき農業委員会の求めにより出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人 (8)　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３４条の規定に基づき審理員（同法第９条第３項又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０６条第１項の規定により審理員が指名されない場合にあっては、審査庁）の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者 (9)　行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７４条の規定に基づき行政不服審査法第８１条第１項の機関の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者 (10)　熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１５年条例第１１号）第８条第４項（同条例第１６条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき熊本市情報公開・個人情報保護審議会の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者	頭した参考人（同法第１０９条第５項の規定により委員会について準用する場合を含む。） (5)　地方自治法第１９９条第８項の規定に基づき監査委員の求めにより出頭した関係人 (6)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定に基づき人事委員会が喚問する証人 (7)　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第３５条第１項の規定に基づき農業委員会の求めにより出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人 (8)　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３４条の規定に基づき審理員（同法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁）の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者 (9)　行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７４条の規定に基づき地方自治法第２５２条の７第１項の規定により共同して設置する行政不服審査法第８１条第１項の機関の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者 (10)　熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１５年条例第１１号）第８条第４項の規定に基づき熊本市情報公開・個人情報保護審議会の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者

改正後（案）	現行
（特定歴史公文書等の保存） 第14条　市長は、特定歴史公文書等について、第３６条の規定により廃棄される場合を除き、永久に保存しなければならない。 ２　市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 ３　市長は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。第１７条において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 ４　市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期その他特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。 （特定歴史公文書等の利用請求の取扱い） 第16条　市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。 (1)　当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合 ア　熊本市情報公開条例第７条第１号に掲げる情報 イ　熊本市情報公開条例第７条第２号に掲げる情報 ウ　熊本市情報公開条例第７条第４号に掲げる情報 エ　熊本市情報公開条例第７条第５号に掲げる情報	（特定歴史公文書等の保存） 第14条　市長は、特定歴史公文書等について、第３６条の規定により廃棄される場合を除き、永久に保存しなければならない。 ２　市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 ３　市長は、特定歴史公文書等に個人情報（熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第２条第１号に規定する個人情報をいう。第１７条において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。 ４　市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管をした実施機関の名称、移管を受けた時期その他特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。 （特定歴史公文書等の利用請求の取扱い） 第16条　市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。 (1)　当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合 ア　熊本市情報公開条例第７条第１号に掲げる情報 イ　熊本市情報公開条例第７条第２号に掲げる情報 ウ　熊本市情報公開条例第７条第３号に掲げる情報 エ　熊本市情報公開条例第７条第４号に掲げる情報

オ　熊本市情報公開条例第７条第７号に掲げる情報（同号ア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条　利用請求に係る特定歴史公文書等に次に掲げるもの以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1)　本市

(2)　国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

(3)　利用請求者

２　市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が熊本市情報公開条例第７条第２号イに規定する情報又は同条第４号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

３　市長は、特定歴史公文書等であって第１６条第１項第１号エに該当するものとして第９条第６項の規定により市長以外の実施機関から意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与え

オ　熊本市情報公開条例第７条第６号に掲げる情報（争訟、交渉、契約、調査、研究及び人事管理に関する情報を除く。）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条　利用請求に係る特定歴史公文書等に次に掲げるもの以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1)　本市

(2)　国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

(3)　利用請求者

２　市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が熊本市情報公開条例第７条第２号オに規定する情報又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

３　市長は、特定歴史公文書等であって第１６条第１項第１号エに該当するものとして第９条第６項の規定により市長以外の実施機関から意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与え

なければならない。 ４　市長は、第１項又は第２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（第２４条第１項第２号及び第２５条第３号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。	なければならない。 ４　市長は、第１項又は第２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（第２４条第１項第２号及び第２５条第３号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

【第７条による改正】熊本市立図書館設置条例（昭和２８年条例第６２号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（秘密保持義務等） 第17条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項において準用する同条第１項及び同法第６７条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、分館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。	（秘密保持義務等） 第17条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第１２条の２に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、分館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

※　以下の条例についても改正内容は同じ。

・熊本市墓地条例
・熊本市民会館条例
・熊本市公民館条例
・熊本市職業訓練施設条例
・熊本市営駐車場条例
・熊本市老人福祉センター条例
・熊本市老人憩の家条例
・熊本市都市公園条例
・熊本市共同利用施設条例
・熊本市余熱利用施設条例
・熊本市納骨堂条例
・熊本市体育施設条例
・熊本市自転車駐車場条例
・熊本市総合体育館・青年会館条例
・熊本市森林学習館条例
・熊本市流通情報会館条例
・熊本市男女共同参画センターはあもにい条例
・熊本市水の科学館条例
・熊本市くまもと工芸会館条例
・熊本市地域コミュニティセンター条例
・熊本市在宅福祉センター条例
・熊本市障害者福祉センター希望荘条例
・熊本市辛島公園地下通路設置条例
・熊本市記念館条例
・熊本市国際交流会館条例
・熊本市子ども文化会館条例
・熊本市健軍文化ホール条例
・熊本市食品交流会館条例
・熊本市営住宅条例
・熊本市総合屋内プール条例
・熊本市火葬場条例
・熊本市高齢者技能習得センター条例
・熊本市介護予防支援事業推進のための施設に関する条例
・熊本市現代美術館条例
・熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例
・熊本市夢もやい館条例
・熊本市勤労者福祉センター条例
・熊本市祖崇廟納骨堂条例
・熊本市植木健康福祉センター条例
・くまもと森都心プラザ条例
・熊本市児童館条例
・熊本市ふれあい広場条例
・熊本市物産館条例
・熊本市東部堆肥センター条例
・熊本城ホール条例
・熊本市川尻公会堂条例
・くまもと街なか広場条例
・熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　次に掲げる者に係る第１条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第３条第２項、第１２条第４項及び第１２条の２第４項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1)　施行日に現に旧個人情報保護条例第２条第２号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2)　施行日前において、旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務（当該事務の委託を受けたものから再委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務を含む。）に従事していた者又は公の施設の管理に係る旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者（前号に該当する者を除く。）

３　施行日前に旧個人情報保護条例第１３条、第２１条又は第２４条の規定による請求がされた場合における、これらの請求に係る決定及び当該決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書（旧個人情報保護条例第２条第４号の行政文書をいう。以下同じ。）又は指定管理者等文書（旧個人情報保護条例第３７条第２項の指定管理者等文書をいう。以下同じ。）に記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書又は指定管理者等文書に記録された旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（施行日前において旧実施機関が保有していたものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に外部提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

(1)　施行日に現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2)　附則第２項第２号に掲げる者

５　附則第２項各号に掲げる者が、施行日前にその業務に関して知り得た旧個人情報（行政文書又は指定管理者等文書に記録されたものに限る。）を、施行日以後に、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供をし、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

６　施行日前にした行為に対する旧個人情報保護条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。